

第 2 期宮城県医療費適正化計画（最終案）の概要

1 計画の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づき、県民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療の効率的な提供の推進により、将来にわたって医療費の伸びを適正化することを目的とし、5 年を 1 期として策定。

平成 20 年度から 24 年度までの第 1 期計画が終了することから、国の基本方針を踏まえ、第 2 期計画を策定する。

2 基本方針等の主な改正点

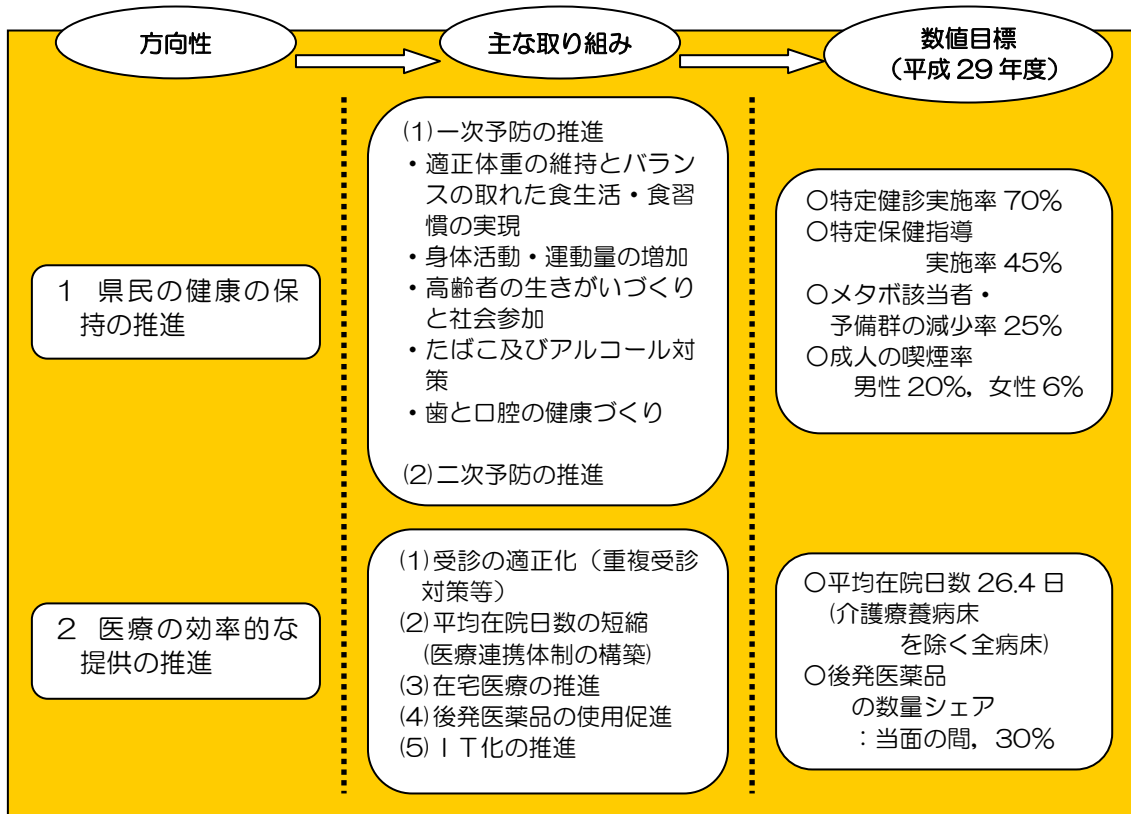
- (1) 「医療に要する費用の見通し」以外の目標（特定健診・保健指導の実施率、平均在院日数の短縮等）について、任意的記載事項とされた。
- (2) 療養病床の数は機械的に削減せず、医療提供体制の分担、在宅医療の推進、医療・介護の連携強化等により、入院期間の短縮を目指すこととされた。

3 計画期間 平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間

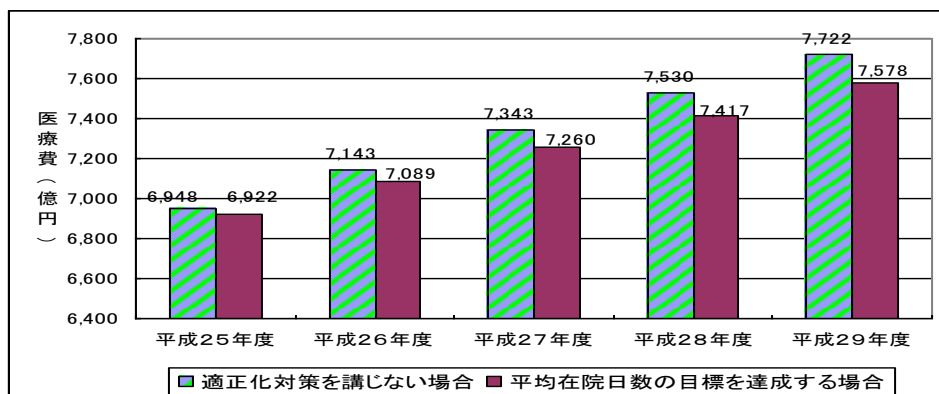
4 基本理念

- (1) 県民生活の質の向上や良質な医療の提供を確保するものであること。
- (2) 超高齢社会の到来に対応するものであること。

5 目指すべき取組と目標



6 計画期間における医療費の将来見通し



7 今後の予定

平成 25 年 4 月 第 2 期宮城県医療費適正化計画 公表